

IV 第二次募集（全日制・定時制課程）

1 第二次募集の実施

- (1) 第一次募集の合格発表の時点で募集定員が満たされていない高等学校の課程、学科・コースについては、第二次募集を行う。
- (2) 募集は、課程、学科・コースごとに行う。
- (3) 各高等学校の募集単位ごとの求める生徒像、選抜方法等については、「求める生徒像・選抜方法一覧」で公表する。
- (4) 第二次募集を行う高等学校、課程、学科・コース及び募集人数並びに合格者の発表日等については、別に公表する。

2 実施予定の報告

- (1) 第一次募集（社会人特別選抜を含む。）及び連携型選抜の出願者数が募集定員に満たないため第二次募集を実施する予定となった高等学校長は、**2月16日（金）午前11時の第一次募集の出願締切後直ちに、第二次募集予定報告（様式N）**を用いて、県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メールで報告する。
- (2) 第一次募集（社会人特別選抜を含む。）及び連携型選抜の合格者数並びに併設型中学校からの入学予定者数の計が募集定員に満たないため第二次募集を実施する高等学校長（**2月16日（金）**に実施予定を報告した高等学校を含む。）は、第一次募集の合格者決定後、**3月14日（木）正午までに募集人数を第二次募集予定報告（様式N）**を用いて、県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メールで報告する。
- (3) 市立高等学校にあっては、(1)及び(2)のそれぞれについて所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。

3 出願資格

第二次募集に出願できる者は、「I 募集及び出願」の「2 出願資格」（4頁）に該当する者のうち、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者とする。

- (1) **本県の公立高等学校の第一次募集（社会人特別選抜を含む。）及び連携型選抜又は私立高等学校の入学試験を受験し、いずれにも合格していない者**
この趣旨は、本県の公私立高等学校を受験して合格していない者に対し、第二次募集を行う高等学校に限り、再度受験の機会を与えることにある。ただし、いずれの高等学校にも合格していない者には、私立高等学校の入学試験に合格し、最終の入学手続をとらない者を含む。
- (2) 本県の公立高等学校の第一次募集（社会人特別選抜を含む。）及び連携型選抜に出願したが、病気や不慮の事故等で受験できなかつた者

この趣旨は、本県の公立高等学校の第一次募集に出願したが、病気や不慮の事故等で受験できなかった者に対して、第二次募集を行う高等学校に限り、受験の機会を与えることにある。この場合、私立高等学校に合格している者を含む。

(3) 県外からの一家転住者で、県外の国公立高等学校に合格していない者

この趣旨は、「VII 県外からの出願」の「4 県外からの出願の特例措置」に定めている申請期間以降に県外から一家転住してきた者に対して、第二次募集を行う高等学校に限り、受験の機会を与えることにある。この場合の資格審査は、志願高等学校長が行う。

(注意) この場合の承認の手続きは、「VII 県外からの出願」の「4 県外からの出願の特例措置」に準ずる。

(4) 県境隣接地域に住所を有する者で、国公私立高等学校のいずれにも合格していない者

この趣旨は、国公私立高等学校を受験して合格していない県境隣接地域に住所を有する者に対し、県境隣接協定に基づく高等学校のうち、第二次募集を行う高等学校に限り、再度受験の機会を与えることにある。県境隣接地域に住所を有する者については、本県公立高等学校の第一次募集に出願していなくとも、第二次募集への出願を認める。ただし、いずれの高等学校にも合格していない者には、私立高等学校の入学試験に合格し、最終の入学手続きをとらない者を含む。

(5) 県の内外を問わず、国公私立高等学校いずれにも出願又は合格しなかった者

4 出願制限

- (1) 出願できる高等学校は、第二次募集を実施する高等学校の一つに限る。
- (2) 出願できる課程及び学科・コースは、一つに限る。
- (3) 通信制課程との併願はできない。

5 出願手続

(1) 出願書類

イ 志願者が用意するもの

① 入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立高等学校志願者にあっては県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を貼付すること。ただし、収入証紙に消印、割印しないこと。

市立高等学校志願者にあっては、仙台市条例又は石巻市条例で定める額の手数料（全日制課程は2,200円、定時制課程は950円）を金融機関に納入し、仙台市立高等学校志願者にあっては納入通知書兼領収書を、石巻市立高等学校志願者にあっては納入通知書兼領収証書を、願書裏面に貼付すること。

□ 中学校が用意するもの

② 調査書（様式B）

調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、平成30年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書をもつて調査書に代えることができる。

③ 出願者一覧表（様式C） 1通

中学校長は、出願者が出願資格を有する者であることの証明として、備考欄に「3出願資格」の(1)～(5)のうち該当する番号を明記すること。

④ 受験票等送付用封筒 1枚

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑤ 結果通知用封筒 1枚

角形2号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、第二次募集結果通知書（様式G）及び合格通知書（様式H）の郵送を希望する場合のみ提出すること。

(2) 出願書類の提出方法

第二次募集志願者は、上記(1)の①を中学校長へ提出する。中学校長は提出されたものに②～⑤を加えて高等学校長に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「第二次募集願書在中」と朱書すること。

(注意) 中学校長は、志願者が「3 出願資格」及び「4 出願制限」の定めに該当するかどうかを十分確認の上、出願手続を行うこと。

高等学校長は、出願資格等の審査について厳正を期すこと。

(注意) 上記(1)の①～⑤の出願書類（貼付の宮城県収入証紙又は金融機関に納入した手数料のほか、返信用の切手も含む。）は、高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

イ 出願書類を受理した高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

ロ 県外からの出願については、宮城県公立高等学校出願承認書（様式L）の写しが添付されていることを確認の上、受理すること。

(4) 出願者は、中学校長から受験票を受け取る。

6 県外からの出願

県外からの出願については、「VII 県外からの出願」(24頁)による。

7 出願期間

出願受付期間は、3月15日（金）から3月19日（火）までとする（ただし、土曜日、日曜日を除く。）。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の3月19日（火）は午後3時までとする（郵送する場合であっても、3月19日（火）午後3時までに必着のこと。）。

8 出願者数等の報告

第二次募集を実施する予定となった高等学校長は、3月19日（火）午後3時の出願締切後直ちに、第二次募集出願者数（募集単位別）を県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。

9 学力検査等

(1) 学力検査等の実施

学力検査等を実施する高等学校にあっては、3月21日（木）に行う。

(2) 学力検査の実施教科、実施時間等について

高等学校ごとに定める。

(3) 面接、実技、作文の内容及び時間について

適切なものとなるよう考慮すること。

(4) やむを得ない理由により学力検査等を分校において実施する高等学校にあっては、その旨を3月12日（火）正午までに県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に申請し、承認を受ける。

10 選抜

選抜は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技、作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた総合的な審査により行う。

11 合格者の発表

合格者の発表は、高等学校ごと、3月21日（木）又は3月22日（金）に行う。高等学校長は、選抜の結果を第二次募集結果通知書（様式G）及び合格通知書（様式H）により中学校長に通知する。

12 合格者数等の報告

高等学校長は、合格者の発表後直ちに、第二次募集結果の報告（様式O）を県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メールで報告する。

なお、市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。